

法の解釈についての一事例

最判 H26. 9. 25
(平成 26 年度重要判例解説 215 頁)

地方税法

・第 3 4 3 条 (固定資産税の納税義務者等)

- ① 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下、固定資産税について同様とする。）に課する。
- ② 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 2 項の区分所有者とする。以下、固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第 3 8 4 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

(③以下省略)

・第 3 4 8 条 (固定資産税の非課税の範囲)

- ① 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課税することができない。

(②以下省略)

・第 3 5 9 条 (固定資産税の賦課期日)

固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とする。

〈新築家屋の納税義務者とは？〉

A 説 … 1 月 1 日の家屋の所有者として登記又は登録されている者

B 説 … 1 月 1 日に家屋の所有者として登記又は登録されている者